

2019年度
社会福祉協議会

福祉の保険 スマイル

福祉事業者総合補償制度 まごころワイド

別冊

役員賠償責任補償制度

使用者賠償責任補償制度

雇用関連賠償責任補償制度



社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

社会福祉法人 京都市社会福祉協議会

取扱代理店

SRM 株式会社 エスアールエム

〒604-8151 京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町227 第12長谷ビル6F-A
福祉の保険係ダイヤルイン TEL:075-255-0883
TEL(代表): 075-255-0881 / FAX: 075-255-0882 E-mail: hoken@srm-net.co.jp

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当支社) 京都支店 京都中央支社
〒600-8570 京都市下京区四条通富小路角 京都東京海上日動ビルディング6F
TEL: 075-241-1257 / FAX: 075-241-1294 HP: <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp>

<https://www.srm-net.co.jp/smile.php>

役員賠償責任補償制度

想定される事故事例

第三者からの訴訟、法人からの訴訟や言いがかり訴訟まで
社会福祉法人の役員の業務遂行に関する賠償リスクを補償します。

不適切な法人運営・管理

定款上許されない株式投資信託を購入し、値下がりにより損害を被った。専務理事の善管注意義務違反として、当該法人から訴えられた。

職員の不正

職員が不正に資金を流用し、法人に損失が発生、債務の返済が不可能となった。役員としての監視・監督を怠ったとして、法人の債権者から損害賠償請求訴訟が提起された。

パワハラ・セクハラ

セクハラ被害を受けた女性職員が、法人がセクハラ行為を放置したことで精神的苦痛を受けたという理由で、その慰謝料として役員に対して損害賠償を求めた。

職員の過労死・過労自殺

職員が過労死したのは、長時間労働を理事らは容易に認識できたにもかかわらず問題を放置したのが原因であり、理事は任務け怠責任を負うとして、遺族から理事個人に対して、損害賠償を請求された。

補償の概要

役員等個人に関する補償

被保険者の範囲：社会福祉法人の役員等（理事、監事、評議員、退任役員、相続人）

法律上の損害賠償金

損害賠償請求対応費用

争訟費用

公的調査等対応費用

信頼回復広告費用

等

法人に対する補償

被保険者の範囲：社会福祉法人

法人内調査費用

第三者委員会設置・活動費用

等

※これらの補償の概要は、D&Oマネジメントパッケージ商品に関するすべての事項を記載しているものではありません。保険の内容は企画書等をご請求の上、ご覧ください。詳細は、保険約款および付帯される特約条項によりますが、ご不明な点がございましたら、代理店または保険会社までお問い合わせください。ご契約に際しては必ず「約款」をご覧ください。

お見積りに必要な書類

1

社会福祉法人向け
役員賠償責任保険
ご質問書兼告知事項申告書

2

決算書類

※最近2事業年度の貸借対照表、損益計算書をご用意ください。
※ホームページ等で閲覧可能な場合は、ご提出いただく必要はありません。

使用者賠償責任補償制度 (業務災害総合保険)

賠償請求事例

使用者賠償 パワハラ原因で介護職員自殺 5,000万円の支払い

デイサービスの介護職員が自殺したのはパワハラによるものとして、遺族が5,000万円の損害賠償を求めた訴訟について、2014年4月岡山地裁が運営法人にその全額の支払いを命じた。岡山県のデイサービスに勤務していた介護職員は、2004年ごろから上司に仕事のミスに関して職員会議等で厳しく叱責を受け、2007年に県内の河川敷でガソリンをかぶり焼身自殺した。岡山地裁は、上司が男性の判断・作業能力が低下している原因を見極めることなく、叱責を繰り返したことで、自殺を思いとどまる精神的抑制力が阻害されたと指摘した。

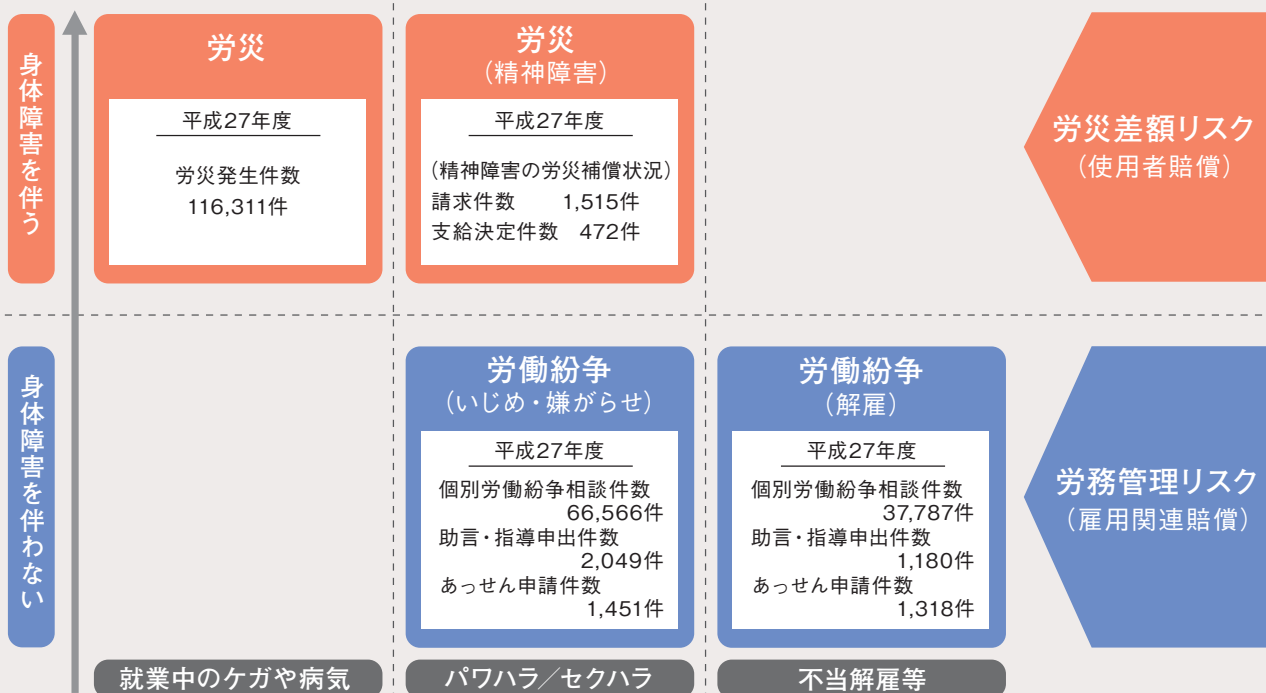
職員の精神状態やその原因を把握せず放置していたことで
法人が多額の賠償金を支払う場合も

雇用関連賠償 上司のセクハラ行為 会社に580万円賠償命令

上司からセクハラ行為を受けた女性社員が労働組合に相談したところ、会社から職場の配置転換を求められ退職を余儀なくされた。裁判所は会社に対して元女性職員への賠償金として580万円の支払いを命じた。

※詳細は個々の判決文等をご覧下さい。損害保険上の対応については、個々の状況に応じてご案内致しますので、類似の案件においてのお支払いの可否や金額等をお約束するものではありません。

労務管理リスクと対策



・助言・指導申出件数の96.2%は助言・指導を実施。
 ・あっせん申請件数の39.3%は当事者間での合意が成立、56.0%(2,619件)が打ち切り。
 ・労働審判事件の新規受付件数は3,679件。うち約半数が解雇によるもの。
 (いずれも平成27年度実績)

雇用関連賠償責任補償制度

補償内容

企業をお守りする補償

基本補償

● 使用者賠償責任補償

従業員の方等が業務上の事由または通勤により被った身体障害について、企業、役員の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



● 法律相談費用補償

従業員の方等が業務遂行に起因すると疑われる身体障害を被り、企業、役員の方等があらかじめ引受保険会社（東京海上日動）の同意を得て弁護士等に法律相談を行った場合の法律相談費用を補償します。



主なオプション補償

● 雇用関連賠償責任補償

パワハラ・セクハラ・マタハラ行為に対する管理責任や不当解雇等により、企業、役員、管理職の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



● がん・介護休業時事業継続費用補償 **NEW**

補償対象者ががんによる休業または介護休業を連続して30日を超えて取得した場合に、被保険者が負担した営業継続費用等（従業員の職場復帰に資する費用等）を補償します。



● メンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償

補償対象者の精神疾患（メンタルヘルス疾患）、脳疾患・心疾患等について、政府労災保険の給付申請が行われた場合に所定の保険金（定額）を企業にお支払いします。



役員・従業員の皆さんをお守りする補償

基本補償

● 死亡補償・後遺障害補償

補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または後遺障害を被られた場合に補償されます。



● 入院補償・通院補償・手術補償

補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に入院または通院（往診を含みます。）された場合や、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により手術または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合に補償されます。



主なオプション補償

● 役員・事業主等フルタイム補償

役員・個人事業主・政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）の傷害リスクを24時間補償（ケガに関して業務中・業務外を問わず補償）します。

※個人事業主・政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）を補償対象者とする場合、本特約のセットを必須とします。



● 退職時一時金補償

従業員の方が精神疾患（メンタルヘルス疾患）、脳疾患・心疾患等または1～7級に相当する後遺障害を被り、その直接の結果として退職したときに補償されます。



● 地震・噴火・津波危険補償

補償対象者の業務中の地震・噴火これらによる津波等による身体障害を補償します。また、これらによって貴社が負担する法律上の賠償責任も補償します。



● 針刺し事故等による感染症危険補償(*)

医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中に、針刺し事故や血液の粘膜への付着等によってHCV、HIVに感染した場合等に補償します。



*お客様が医療業または社会福祉又は介護事業である場合に、本補償をセットできます。

このチラシは、超Tプロテクション（業務災害総合保険）の内容についてご紹介したものです。ご契約に際しては、必ず「重要事項説明書」をご確認ください。ご不明な点がございましたら、代理店または保険会社までお問い合わせください。

福祉事業者様を取り巻く新たなリスクと備えについて

2017年4月

改正社会福祉法の施行

社会福祉法人の事業運営の透明性の向上及びガバナンス強化に関する事項が盛り込まれました。特に社会福祉法人の役員等（理事、監事）の個人責任が明文化されるとともに、評議員は役員等を牽制・監督する重要な役割を持ち、同時に法人に対する善管注意義務・忠実義務を負うということが明確に規定されました。

今後は、役員等が行う社会福祉法人における重要な決定に関して、法人や第三者からの賠償請求が提訴されることが懸念されます。また、役員等だけでなく、評議員の皆様も提訴されるリスクがあります。

役員賠償責任補償制度では、これらのリスクに対応し役員・評議員の皆様のための補償を包括的にご提供いたします！

2006年4月

改正労働安全衛生法の施行

過重労働・メンタルヘルス対策としての医師による面接指導の導入や、事業者による安全衛生管理体制の強化が義務付けられました。

2008年3月

労働契約法の施行

労働者と使用者の労働環境が良好なものとなるようルールが整えられ、安全配慮義務についても明文化されました。

安全配慮義務の強化に伴い、過重労働や精神障害を原因とする訴訟が増加し、賠償額も高額化しています。福祉事業者様におかれても「就業中のケガや病気」等の労働災害や、「セクハラ・パワハラ」等の雇用関係のトラブルにより、提訴されるリスクは高まっています。

使用者賠償責任補償制度および雇用関連賠償責任補償制度では、これらのリスクに対応し、事業者様をお守りしメンタルヘルス対策のお役に立ちます。



この保険契約に関する個人情報について、
当社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社および東京海上グループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。詳細は、東京海上日動ホームページ（<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>）をご覧ください。

『福祉の保険 スマイル』ホームページ



福祉の保険 スマイル

<https://www.srm-net.co.jp/smile.php>

福祉の保険スマイル

福祉関連の保険 ラインナップ

保険料250円からの安心保険

ボランティア保険

安心して福祉行事を
行っていただくために…

福祉行事保険



詳細はパンフレットまたはホームページをご覧ください。